誓　　約　　書

　今般、魚沼市大字　　　　　　　　　　　　外　　　　筆を農地法第　　　条の規程による宅地等に転用後、隣接農用地、用排水路、農道等に支障のないよう下記の事項を履行することをここに誓約いたします。

記

（転用目的）

* 農地法により許可を受けた後は申請どおりの目的に供するこことし、産業廃棄物の保管貯蔵場所等、転用目的以外に利用しないこと。

（転用計画の変更）

* 農地転用申請時の計画をやむを得ず変更する場合は、必ず書面により魚沼市土地改良区へ申し出て承諾を得ること。

（既存施設への配慮）

* 残存農地のかんがい排水に支障なきよう留意し、これを必要な措置をとること。
* 盛土や転用地に存在する農業用施設の改廃が、魚沼市土地改良区が管理する施設に影響を及ぼす場合は、その補償工事の施工及び経費を負担すること。

（汚水放流禁止）

* 魚沼市土地改良区が管理する用排水路の通水を妨げ、不法投棄や農耕上支障となる汚水の排水等の行為をしないこと。
* 魚沼市土地改良区が管理する排水路への生活雑排水の放流は、事前に申し出て承認を得ること。

（譲渡）

* 転用地を第三者に譲渡する場合は、事前に魚沼市土地改良区に申し出て、譲渡人の責任において、その第三者に魚沼市土地改良区が必要とする誓約書を差し入れさせること。

（損害）

* 転用地使用者の責に帰すべき事由により土地改良施設を損傷、周辺農地を害する等、魚沼市土地改良区の事業、運営に支障を与えた場合は、損害賠償の責を負うこと。
* 国費、県費及び同補助金が農地転用に起因し、返還を命ぜられた場合は、当該転用地に相当する分担金及び貴土地改良区自己資金は、転用組合員又は転用関係者において納付します。

（決済金）

* 当該転用地に係る魚沼市土地改良区の地区除外処理規程による決済金は、指示どおり所定の方法により納付すること。

（賦課金）

* 転用された年度の賦課金は納付すること。滞納賦課金があった場合は即時納付すること。

（土地改良事業への協力）

* 魚沼市土地改良区が現在施行、または施工予定の土地改良事業に対して協力すること。

（近隣住民との協議）

* 上記項目以外は関係大字町内会長、隣接者の指示に従うこと。

（誓約事項反故）

* この誓約事項に違反した場合は、如何なる処置に対しても異議を申し立てることなく全責任を負うこと。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　転用組合員　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　転用関係者　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

魚沼市土地改良区　理事長　様

　　　　　　町内会長　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　農家組合　　　　　　　　　　　　様